

議案第158号

世田谷区手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年11月26日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 多機能端末機による証明書等の交付に係る手数料の額の特例措置を定めるとともに、マンションの管理の適正化の推進に関する法律の改正に伴い、規定の整備を図る必要があるので、本案を提出する。

世田谷区手数料条例の一部を改正する条例

世田谷区手数料条例（平成１２年３月世田谷区条例第３号）の一部を次のように改正する。

附則第３項中「令和７年２月１日」を「令和８年２月１日」に改める。

別表第１の１２５の１２の項中「第５条の７第１項」を「第５条の１７第１項」に改める。

附 則

この条例は、令和８年２月１日から施行する。ただし、別表第１の１２５の１２の項の改正規定は、公布の日から施行する。